九六　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件　二二 199 四一

四　○金融庁、法務省、財務省　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　一九 194 四

一六　○金融庁、財務省、経済産業省　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二二 199 五〇

二　○金融庁、厚生労働省　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二二 199 六〇

二一　○金融庁、農林水産省　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二二 199 六九

二二　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二二 199 七八

二三　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二二 199 八七

五　○消費者庁　健康増進法施行令第七条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部を改正する件　一四 192 五

一三　○こども家庭庁　児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準及び内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準の一部を改正する告示　一三 三

一七　○デジタル庁　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　二九 特64 一

三六　平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する告示　二七 202 五四

三七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二九 特64 二

三八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二九 特64 四

四　○デジタル庁、法務省　電子署名及び認証業務に関する法律第十条第一項の規定に基づく特定認証業務の廃止の件について　六 一

五　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項の規定に基づく特定認証業務の変更の認定について　六 一

一一　○総務省　特定国外派遣組織を指定する件　一 一

一　〃　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　五 二

六　特定国外派遣組織を指定する件　七 一

七　電波法施行規則第十八条第一項第一号の規定に基づく三五一・〇三一二五MHz以上三五一・六三一二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件　八 二

一一　特定国外派遣組織を指定する件　一 一

一一　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　八 一

一一　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　189 一〇

一一　電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件　189 一

一〇　特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による令和五年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件　一五 三

一一　危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　一九 194 五

一二　電波法第百三条の二第二項及び別表第八備考の規定により総務大臣が指定する周波数を定める件　二一 三

一三　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件　二二 二

一四　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件　二二 二

一五　昭和六十三年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を改正する件　二六 201 二

一六　平成二十七年総務省告示第六十七号（管理規程の細目を定める件）の一部を改正する件　二六 201 一一

一七　昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を改正する件　二六 201 一二

一八　電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号の規定に基づき、事業用電気通信設備のうち、その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が大きいものを告示する件　二六 201 一三

一九　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二七 202 五五